

---

**監 査 委 員**

---

**27年監査公表第11号**

平成26年度に執行した監査の結果（平成27年2月2日から平成27年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

京都府監査委員	菅 谷 寛 志
同	渡 辺 邦 子
同	村 山 佳 也
同	井 上 元

## 1 定期監査

## 監査の結果

## 【部局別】

## 教育委員会

府立山城郷土資料館（監査実施年月日：平成27年2月13日・27日）

## （指摘）

物品が手続なく廃棄されている事例が認められた。

## （措置の内容）

平成27年3月に開催した職員会議において、全職員に対し会計規則等に基づく適正な事務処理について確認を行い、物品を異動する際には、担当者間で十分な連携、相互チェックを行うとともに、物品の適正な管理を行うよう周知徹底を図った。

また、当該物品について、平成27年3月31日付けで廃棄手続を行った。

## 2 財政的援助団体等監査

## 監査の結果

一般社団法人京都地域医療学際研究所（監査実施年月日：平成27年2月3日）

## （監査の結果）

一般社団法人京都地域医療学際研究所の監査において、補助事業で取得した建物について、担保に供することを承知しながら、承認手続を怠っていた事例が認められたので、所管課（医療課）に対する指摘とした。

## （措置の内容）

監査終了後直ちに抵当権設定の承認手続を行った。また、担当者が人事異動等で替わっても、引き継がれるようチェックリストを整備し、課内に周知した。